

使用前事業者検査と使用前事業者自主検査の実施の考え方について

[2022年4月14日面談コメント]

「冷却塔の耐震補強、竜巻防護対策等(A4B)」については、既に設工認申請しているため、規制庁文書に基づき使用前事業者検査ができる状態にあり、使用前事業者検査と使用前事業者自主検査の実施の考え方を整理すること。

[2022年6月9日面談コメント]

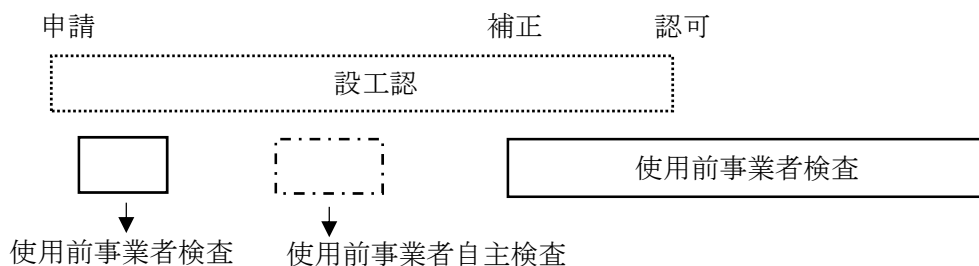
「冷却塔の耐震補強、竜巻防護対策設備(A4B)」については、設工認申請後に耐火塗装範囲に対する設計変更が発生していることから、これに伴う検査についても説明すること。また、このような設工認申請後の設計変更が生じた場合の使用前事業者検査と使用前事業者自主検査の実施の考え方を整理すること。

[回答]

使用前事業者検査と使用前事業者自主検査は、設工認申請を分岐点として、申請前の設備を使用前事業者自主検査とし、申請後の設備は、使用前事業者検査として実施する。

なお、設工認申請後に設計変更により追加工事が発生し、設工認の補正が必要となった場合、当該追加工事範囲は、補正後に使用前事業者検査として実検査または工事検査記録を用いた記録確認検査を実施する。

<当初(第1Gr)>



<見直し後>



*設計変更により追加工事が発生し、設工認の補正が必要となった場合、当該追加工事範囲は、補正後に使用前事業者検査を実施

注記) 使用前事業者検査、使用前事業者自主検査の位置付け、検査記録の活用に関しては、2022年4月14日面談資料2「使用前事業者自主検査等について」参照。

第1回設工認申請している「冷却水設備、竜巻防護対策設備（A4B）」は、設工認申請書のヒアリング等において補正が必要な状況であった。この状況を鑑み、第1回設工認申請対象設備のうち、検査への影響（後戻り）が小さいと考えられた既設設備の改造のない範囲については、使用前事業者検査として検査を実施し、検査への影響が大きいと考えられた既設設備の改造の範囲および新設の範囲については、補正後に使用前事業者検査を実施することが効率的と判断した。

2021年10月から活動を開始した使用前事業者自主検査については、独立した組織の工事検査への関与の観点からスタートしたものであり、正式な使用前事業者検査ではないことから、設工認申請した設備についても使用前事業者自主検査として検査を行っていた。しかしながら、設工認申請した設備については、規制庁文書に基づき使用前事業者検査として適合性の合否判定ができる状況であることを踏まえ、今後、使用前事業者検査として実施する改善を図る。

ただし、設工認の審査に伴い、設計変更により追加工事が発生し、設工認の補正が必要となった場合、当該追加工事範囲については補正後でなければ使用前事業者検査として実施することができないため、補正後に使用前事業者検査として実検査または工事検査記録を用いた記録確認検査を実施する。

以上